破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１５５号
北海道釧路市文苑１丁目27番20号　双鶴寮―308号、開始決定時の住所北海道釧路市白樺台３丁目18番126号　ＲＣ―ＯＯ―Ａ―206号
破産者　小野　文幸
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第４８０号
仙台市泉区市名坂字町48番地の３　レジェンダ泉中央305、開始決定時の住所仙台市泉区紫山４丁目19番地の５
破産者　馬場　秀樹
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１２号
仙台市泉区南光台１丁目36番14号
破産者　秋葉　早苗
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３６５号
神奈川県横須賀市鷹取２丁目10番10号　パルメゾン花田101
破産者　増田　壽夫
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２０号
福井県鯖江市下野田町第39号５番地、開始決定時の住所福井県鯖江市下野田町第31号39番地１
破産者　菱川　朋美
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９０３号
愛知県春日井市若草通５丁目３番地２
破産者　長谷川美子
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６０９号
名古屋市北区喜惣治２丁目177番地　喜惣治荘Ｔ14棟202号
破産者　槻木　義久
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２９号
名古屋市中川区法華西町２丁目10番地　メゾンアメニティ303号室
破産者　大橋　榮三
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３０号
名古屋市中川区法華西町２丁目10番地　メゾンアメニティ303号室
破産者　大橋　京子
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３１号
愛知県東海市富貴ノ台１丁目37番地　守屋温生方、開始決定時の住所愛知県東海市富貴ノ台５丁目162番地　ユーハウス富貴ノ台304号
破産者　大橋　栄治
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２１５号
愛知県岩倉市大山寺町神田24番地　夢ハウス301号、開始決定時の住所名古屋市天白区菅田２丁目610番地の３
破産者　千葉スイ子
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８２４号
大阪府泉南郡熊取町小垣内２丁目1989番地の４
破産者　池田　　学
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１４４号
盛岡市津志田中央３丁目27番15―302号、旧住所岩手県九戸郡野田村大字玉川第５地割79番地５
破産者　鈴木まり子
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５０９号
静岡県浜松市北区引佐町井伊谷684番地の１
破産者　大石　好信
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１００号
熊本県宇城市三角町三角浦1159番地34
破産者　髙橋　慶二
1　破産債権の届出期間　平成24年６月29日まで
2　一般調査期日　平成24年７月17日午後４時30分
平成24年６月６日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１７号
熊本市北区八景水谷４丁目５番45―307号
破産者　安達　幸生
1　破産債権の届出期間　平成24年６月29日まで
2　一般調査期日　平成24年７月26日午前10時
平成24年６月６日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第８８５号
堺市南区竹城台１丁２番24―206号、開始決定時の住所堺市南区竹城台１丁１番２―610号
破産者　アサノ加工こと　浅野　滿夫
1　破産債権の届出期間　平成24年７月４日まで
2　一般調査期日　平成24年７月30日午前11時30分
平成24年６月５日
大阪地方裁判所堺支部破産係